

# 性格不一致の離婚は可能： ミルトン離婚論の「申命記」と「マラキ書」 釈義

鈴木 繁 夫

## 1. 起源としての離婚許可：解釈の礎

ミルトンによれば、聖書はどういう場合に離婚できるといっているのだろうか。この弁論家の回答は明快で、妻が夫の「助け手」（「創世記」2章18節）ではない場合ということになる。その趣旨を明示している箇所が聖書にあるのだろうか。あるという。それは「申命記」24章1節だ。これは旧約聖書のなかでも離婚手続きを直截に規定している、唯一といってよい箇所だ。離婚を論じるときには必ず典拠となる引用箇所である。

人が妻をめとり、その夫となってから、妻に何か不浄なことを見だし、気に入らなくなったときは、離縁状を書いて彼女の手渡し、家を去らせる。

ここにある「妻に何か不浄なことを見だし、気に入らなくなった」という箇所は、そのまま読めば、夫が妻のどこかに「不浄なこと」を見つけて、その「不浄なこと」が夫の感情をひどく害する状態が訪れたらということになる。

では「不浄なこと」とは具体的にどういうことをさすのであろうか。この聖句の問題点とその具体的な内容については、20世紀に大変によく利用されたダムメロウの注釈が簡潔にまとめている。

ヘブライ語の文字通りの意味は「あるものが裸であること」ということで、…この曖昧な言葉をめぐってユダヤ教律法学者たちは議論をしたが、決着が付かなかった。我らの主の時代 [イエス時代] には、ユダヤ教のシャンマイ派は不倫だといい、ヒレル派は不倫よりももっと広い意味で、下手な料理、美人に見劣りがするといったような、おおよそ夫が気に入らない理由をさしているのだといった。<sup>1</sup>

不倫と解釈されていたとあるが、今から四世紀前のミルトン時代のイングランドでは、不倫という解釈は少数派であったようだ。ミルトンが所有していたと考えられる聖書のうち英語版のものは、『欽定版聖書』（1612年）と『ジュネーヴ聖書』（1560年）である。<sup>2</sup> これらの聖書では「不浄なこと」にあたる言葉として、前者では不浄（uncleanness）、後者では汚らしさ（filthiness）となっており、不倫にあたる“adultery”や“fornication”と

いう言葉は使われていない。<sup>3</sup>

「聖書」の原典の言語は、旧約聖書はヘブライ語、新約聖書はギリシア語だが、中世からルネッサンスにかけてヨーロッパで一般的にもっとよく利用されていたのはこれらの言語による聖書ではなく、聖ヒエローニュモスがラテン語に訳したとされる『ウルガタ版聖書』[4世紀末頃成立]（ウルガタは「通常の」、「公開された」という意味のラテン語）であった。このラテン語訳聖書では、該当の語は“foeditas”（醜いこと、嫌悪すべきこと）となっている。<sup>4</sup> この言葉は、性的なことに限定されるのではなく、肉体的な欠陥にまでおよぶ範囲の広い意味をもつ言葉であった。実際、『欽定版聖書』の欄外注には「ヘブライ語で、むき出しのままであるもの」(matter of nakedness) とことわっており、不適切なことや嫌悪をもたらすことなどをさす言葉であったことを教えている。

この言葉の意味がもつ広さに加えて、さらにこの言葉を不倫と限定できないことは、他の規定との関連からもいえる。この規定が出てくるほんの少し前の「申命記」22章23-24節では、人妻や婚約者が姦淫を犯している現場を誰かが発見したなら、その女を殺すようにと定められている。姦淫は死罪となる。姦淫を犯した女は処刑されるわけで、その女を、夫ないし婚約者が離婚や離縁するというのはつじつまが合わなくなる。そこで、ミルトンと同時代の神学者ジョン・ダウナムのような釈義が出てくる。

「ある不浄」：姦淫によるものとする解釈もあるが、そうではない。もしそうであるとすると、姦淫を犯したことにより妻には死刑が定められているからだ（「レビ記」20章10節、「申命記」22章23-24節）。またもし姦淫の嫌疑かかれば、妻は呪い水の裁判を受けることになるからだ（「民数記」5章[11-28]節）。そうではなく、肉体上の不浄、たとえばハンセン病や、妻としての満足を妨げるそのほかの病気による不浄である。離婚事由としては、こうした不浄に加えて、不妊、狂気、そして夫のいうことを聞かない鼻っ端の強さ、夫を笑いものにするといった心の不浄、さらには夫が妻として愛するかわりにむしろ毛嫌いさせるようなことがあたる。<sup>5</sup>

この解釈を指示するかのよう、16-17世紀の聖書註解の集大成である『注釈梗概』でも、他の注釈者たちによるこの“foeditas”という言葉の説明が記載されている。夫に対する服従心などなく自分の心に起こる感情をそのままぶつける「言葉のむき出し」(nuditatem verbi) や、妻が本来、表に出してはならないはずのもの（長血）を表に出してしまう「ものの恥ずべきこと」(turpitudinem rei)、もっと露骨には、妻が夫以外の誰かに対して胸や性器などを隠さずにいるという「もののむき出し」(nuditatem rei) という説明がある。<sup>6</sup> いずれにせよ、「離婚事由はユダヤ人の間では曖昧模糊としていた」が、少なくともそれは不倫ではなく、肉体上の嫌な事柄から夫にとって妻が嫌悪感を生

じさせるようなこと全般をさしているとは当時は考えられていた。

ではミルトンはこの言葉をどのように解釈していたのだろうか。

モーゼは「申命記」24章1節で、……男が妻を娶ったとき、何か不満をもたらす性来からの特性、あるいは不一致という理由によって、妻を愛せないなら、妻に離縁状を書けとその律法にあります。（『教義と規律』306）<sup>7</sup>

「不浄なこと」とは、妻の不倫ではなく、その意味はもっと広く、夫にとって「何か不満をもたらす〔妻の〕性来からの特性」にまでおよんでいるというのだ。

結婚する以前には、相手と出会ったときのその場での言動のみからしか相手の人格を判断できない。結婚し生活を開始してある程度の長さの時間を相手と共有し、清潔感、食事感、色彩感、姿勢など、ともかく性来的にじっくりこない齟齬などがはつきりしてくることがある。齟齬が大きい場合には、それは「不浄なこと」にあたるというのが、ミルトンの見解だ。それだけではない。「性来からの特性」をいいかえて、「不一致」、それも「性格の不一致」までも「不浄なこと」に入るともミルトンは指摘している。

心の不一致、不適格、正反対が、本性が変えようのないために起こり、夫婦のソサイアティーン仲間関係である慰めと平安というすばらしい恩恵を妨げたり、いついかなる時にも妨げるような可能性がある場合には、離婚事由となります。この事由は、とくに子供がいない場合には性交無欲症状よりも大切な事由なのです。（『教義と規律』242）

ミルトンは、このように「不浄なこと」とは性格の不一致にまで裾野を広げて解釈することができるのだとしている。それが拡大解釈と誤認されてしまうのは、『欽定版聖書』の英語訳が「不浄なこと」にあたる単語の意味を正しく写しだしていないことに起因しているという。ミルトンによれば、「申命記」にある「不浄なこと」とはラテン語訳（「なんらかの忌み嫌うべきこと」*aliquam foeditatem*）ではたしかに肉体的なことをさすのだが、ヘブライ語の原典では「まったく着衣していないこと、あるいはまさしく裸身であること」（『教義と規律』244）という意味なのだ。「その意味は、学識ある釈義家たちは一様に、肉体についてはもちろんのこと、精神のことも含まれているとしている」（『教義と規律』同）。しかも精神のどのような様態をさしているのだと彼らが解釈しているかといえば、「性格に起因する欠陥、不愉快、悪質さ」（『四弦』620）なのだ。ミルトンは「不浄なこと」の意味を、「肉体にかかわることはいうまでもなく精神にもかかわる」（『教義と規律』244）ことへと考え、「学識ある釈義家たち」を根拠としながら正しい解釈としている。

エラスムス以前の聖書釈義家たちは長い時代にわたりヘブライ語を読み理解できなかったのですが、彼以降の釈義家たちはヘブライ語聖書を理解するにいたり、この言葉を逐語訳にして、「不浄なこと」ではなく、「なんらかの裸の状態」とし、そして裸とは『聖書』では通常では肉体はもちろんのこと、精神のことをも指していると考えました。（『四弦』620）

では妻が精神的に「不浄なこと」をすることはどういうことなのか。結婚の目的である精神的交わりを成り立たせないような性格の持ち主で、夫婦げんかがたえなかつたり、孤独感からの解放という神が原初に人間に吹きこんだ欲求を十分に満たしてくれるような性格や素養を妻の側がもっておらず、相変わらず夫を孤独のままにしておくことである。性格の不一致から生じる「不和」も、「不浄なこと」と充分に考えられるのだ。

結婚している二人に慰めとなる平安な仲間関係<sup>ソサイアティー</sup>をたえず妨げるものとして、不浄なこと、つまり心の不一致より大きなものがあるでしょうか。（『教義と規律』244）

夫と性格が不一致な妻は、離婚条件を満たし、しかも結婚によって享受できる「慰め」と「平安」を奪っているのだから、むしろ離婚するのが当然ということになる。そしてミルトンは同じ「不浄なこと」を妻が行うにしても、肉体的なものと精神的なものと、いったいどちらが結婚生活を「地獄」にするものなのかと問う。性格の不一致からくる結婚の悲惨をなめつくし、逆に「真の和合の意味を理解する」（『教義と規律』333）者なら、当然わかるはずだとたまたみかける。

それだけではなく肉体的に「不浄なこと」は、むしろ夫の側がその罪や不浄にたいしてどのような態度をとるかによって、許されうる余地がむしろあるではないかという。たとえ罪や不浄を犯したとしても、「助け合い、忠誠を誓い、愛によって一致していく」（『教義と規律』331）その将来的可能性が排除されてしまうわけではない。そしてくどいまでに繰り返すのは、肉体的な罪にはたしかにそうした可能性があるとしても、もしも妻に精神的に「不浄なこと」、つまり「本性から嫌われ、結婚の『観点から何ら好意を見出せない』」（『申命記』24:1）（『教義と規律』331）ことがあるなら、そのような辛酸な状態は、姦淫などの肉体的罪よりも軽いといえないではないか。いや、そこには肉体的な罪を犯している場合ですらもありえない、「あらゆる交わりの死と空虚」（同）が待っているだけではないか。だからむしろ同じ「不浄なこと」でも、肉体的におぞましいことの方が性格の不一致よりもましだというのだ。

この論点を証明するために、ミルトンはイエスの言葉を引き合いに出す。新約聖書の福音書において、パリサイ人がイエスに向かって、モーゼは離婚を許していたがどうい

う場合に離婚できるかと問うと、イエスは、「不品行でもないのに妻を離縁して、他の女を妻にする者は、姦通の罪を犯すことになる。」（「マタイ福音書」19章9節）と答えている。ここでイエスは、肉体的な不品行には触れても、性格の不一致に言及していない。しかしミルトンは、ミルトン自身の論点をくつがえすかのようなこの言葉は、むしろ精神重視のミルトンの論点を補強しているというのだ。

その理由はこうだ。不品行を犯しても和解見込みがありうるが、にもかかわらずイエスは離婚が正当化できるといっているのであり、逆に性格不一致は「仲間関係<sup>ソサイアティ</sup>にとっての生来的で永続的な障害」（『教義と規律』331）となることは明々白々なので、離婚が正当化できるということまでいちいち口には出さなかった——これがミルトンの解釈である。

## 2. 離婚許可判断への12の理由：羅列的証明

起源としての離婚許可はこうして精神的不一致にまで拡大されるのだが、ここまで含めた解釈にいたるには、『四弦琴』の「申命記」24章の講解部分でミルトンが示しているように、三つの異なった視座を基点としながらたどり着いている。第一の視座は離婚許可そのものが神が定めている律法であって、ユダヤ人たちに特別な堕落した慣習ではないこと。第二の視座は旧約における律法であるのだから、それは契約内容といえるのであり、離婚の許可と不許可という概念の大前提として結婚は、なによりも契約であることから出発して考えなくてはならないこと。そして第三には、原典の原語に帰り原典の枠内で理解することが原典を正しく映し出すのであり、それ以外の読み方は誤読と曲解を生み出すという源泉優越である。

ミルトンは「申命記」のこの聖句を論じるにあたって、聖句にまつわる論争点が多くありすぎて困ると述懐しながら、これらの三つの視座にそって説明していく。まずこの離婚許可はモーゼが神に命じられて記述した律法であるのか、それともたんに当時のユダヤ教徒の慣習を述べたものにすぎないのかということであった。なぜ律法か慣習かの区別が大事な論点になるかといえば、もしも慣習であったとするなら、離婚許可はキリスト教よりも劣ったユダヤ教を信奉する人間の間で遠い昔に通用していたことになり、今のすぐれたキリスト者は慣習としての離婚許可を踏襲すべきではなくなる。慣習であるとするなら、新約時代に入った恩寵下にあるすぐれたキリスト教徒は従来の慣習を越えるような生き方が要請されているからだ（下記の表参照）。

時代と宗教	旧約・ユダヤ教	新約・キリスト教
原則	律法の字句通りの遵守	恩寵の下で契約を守る
精神度合い	依存する幼児	自立する大人

具体的な精神	心がかたくなであった	心は聖愛に基づき動く
具体事例：離婚	許可	原則的に不可

もう一度整理していうと、「目には目を、歯には歯を」という同害報復の慣習にたいして、新約の時代に生きる人間には、「右の頬を打たれたら、左の頬を」という積極的な聖愛と善行が要請されている。ところで、慣習として離婚が旧約時代に許可されていたとすると、旧約時代よりも霊的に優れている新約時代のキリスト者が、幼稚な時代の慣習を踏襲することはありえない。新約時代におけるキリスト者であるミルトンは、性格の不一致により離婚は許されるというのだから、離婚は許されるという点だけ取り出してみれば、それは旧約時代の行いに戻ることになってしまう。そこで、「申命記」24章の離婚許可は旧約時代の慣習という考え方を、ミルトンは採用できないことになる。

ところが、離婚許可が慣習ではなく律法として許されていたとするなら、新約時代のキリスト者は精神的に旧約時代のユダヤ教徒よりも優れているのだから、「結婚がもつ名誉と平安」（『四弦』580）を維持するという、律法の字句通りの実践ではなく、律法の中に込められている神の意図を読み取るという解釈の可能性が出てくる。ミルトンは、ここを突破口にして、契約という第二の視座と、原典と文脈の優位という第三の視座を頭におきながら12の理由を上げていく。

次の表は、ミルトンが述べているそれぞれの理由について、4つの観点から整理したものである。それぞれの観点は番号順に、①結婚本来の姿、②現状の結婚、③その結婚から起こる不幸な事態、④離婚を可能とする判断となっている。

第一理由	①結婚は市民相互の契約である。
	②本性に合致しない者同士が自然法に反して結婚を継続している。
	③配偶者に「自然の敵意」(622)を抱き、「慰め」(同)となりえない
	④本性の合わない相手との結婚継続は契約違反。
第二理由	①結婚の律法は「霊的な益および世俗的〔肉体的〕な益」(624)のためにある。
	②「肉体上の欠陥」(623)があるなら離婚が許される。
	③「霊的な益」がないまま「世俗的な益」が優先されている。
	④「霊的な益」が「世俗的な益」に優先する。
第三理由	①結婚は、神が定めた「契約」(624)で、「公正」(同)が契約を成立させる。
	②「信義を守る」(同)ことなしに行われている。
	③「策と見せかけの偽り」(625)に陥り、「悲しみと混乱」(同)を感じている。
	④信義が崩れた場合には、契約は成り立っていない。



第四理由	①「法」(625)は契約が誠実に実行されるために定められている。
	②「夫の妻に対する落ち度」(625)があっても結婚を継続している。
	③「夫の幸福とやすらぎ」(同)が奪われている
	④過ちを犯していない夫が、法により結婚を無理に継続させる必然性はない。
第五理由	①法は「人間の自由と尊厳」を確保する。
	②肉体関係は「神聖にして市民にふさわしい目的」(626)を果たしていない。
	③「平安、喜び、愛」のない「隷属状態」の肉体関係になっている。
	④市民法の「贈与」(626)項目では、忘恩者から贈与物は返還できるとあるので、神(贈与者)は夫(贈与品)を妻から取り戻すことができる。
第六理由	①市民法の「奴隷」(626-7)項目では、保護を求める奴隷は新たな主人に仕えることが許可されている。
	②「神学者たち」(627)は、離婚許可の律法を、妻が夫の暴力によって殺害されないために定めた次善の処置と解釈している。
	③夫は妻との人間関係から精神的に苦しんでいる。
	④妻の苦しみゆえに離婚が許されているなら、夫の苦しみゆえにも離婚が許されるはずである。
第七理由	①親権下にある人間の結婚は、親権者により結婚が認められない場合には、結婚の儀式を行っても、「結婚は無効」(627)となる。また捕虜の女性と結婚した男性は、後にその女性を「妻の座から降ろす」(628)ことができる。
	②異教徒との結婚および離婚が許されていた。
	③結婚が中身の無い「偶像」(629)になっている。
	④①のような「外的力」(628)により結婚は解消されるなら、「結婚がもつ名誉と平安」(同)が崩れている、より大きな力が働く場合には、離婚は認められる。
第八理由	①陵辱などにより妻に汚名をきせる夫には離婚は「絶対禁止」(629)されている。
	②無記載
	③無記載
	④離婚禁止の対象は、「誠実で非難されることのない男性」(629)には及ばない。
第九理由	①神は人間が相手の「偽り」(630)により誤った選択をした場合には「猶予」(629)を与えている。
	②相手に騙されて結婚してしまった。
	③「慰めと交わり」(629)のないまま一生を過ごしている。
	④神は「まったく自由に離婚を認めている」(630)。
第十理由	①聖なる事柄は外面的に守られ、「誠実に実行」(630)されない場合、神は受け入れない。
	②結婚は「両者の交わりによる霊的な慰めと世俗の慰め」(630)による相互関係。
	③「見せかけ、疑惑、偽りの態度」、「混乱、無視、憎悪、絶え間のない争い」(631)。
	④結婚の目的因は「慰め」にあるが、それが実行されていない場合には、神は受け入れず、「絆をほどく」(631)。
第十一理由	①結婚の目的は聖なる子供をつくること。
	②「慰め」のない結婚でも継続している。
	③そこから生まれる子供は、聖なる家庭で育てられない。
	④子供は「一方の親に付き従って」(631)落ち着いた家で育てられるのがよい。

第十二理由	①「律法は愛を命じることはできない」(632) ことを神は認知している。
	②「害悪、手ひどい侮辱」(632) を受け、「不倫」(同) の機会を与えている。
	③外面的には「貞操」(632) を保っているように見せかける。
	④離婚禁止は、「庶出の法」(632) で、禁止は法の曲解にもとづいている。

( ) 内の数字はすべて『四弦琴』のページ数。

これら 12 の理由を読み進んでいくうちにたえず明記しておかなくてはならない点は、いずれの理由も離婚不許可という現状がなぜ生じたのかという原因にあたるもの(①)を起爆剤にして、そこから結婚の生活が歪んだまま進行している事態(②および③)を明示し、離婚は許可されるのが当然だ(④)という論理立てになっていることだ。ミルトン自身の言葉を使えば、「モーセが離婚事由として除外した理由とは別な理由で離婚を厳禁するというのは、律法の本質に反する」(『教義と規律』239)ということである。

「律法の本質に反する」ことを示す原因(①)としてミルトンが遡る源泉には、大きく分けて三つある。

(1) 律法というものがそもそも制定される原義にあたるもの

「律法は愛を命じることはできない」(第 12 理由) し、その「契約が誠実に実行される」(第 4, 10 理由) ため。律法は「人間の自由と尊厳を確保する」(第 5 理由) ためにある。しかも神は誤った選択をした人間に律法を通じて「猶予」(第 9 理由) を与えている。

(2) 結婚を規定している法の本質にあたるもの

「結婚は市民相互の契約」(第 1 理由)、「霊的な益および世俗的[肉体的]な益」(第 2 理由)、「公正が契約を成立させる」(第 3 理由)。しかしたとえば「聖なる子供」(第 11 理由) をつくるという目的に反してまで結婚が継続している。

(3) 律法や市民法により過去あるいは現在において離婚が許可されていた法令

「市民法の奴隷項目」(第 6 理由)、親権や捕虜条項に関する法令(第 7 理由)、妻の汚名に関する法令(第 8 理由)があり、離婚は認められている。

12 の理由が列挙される順番がもし重要度の順であるなら、制定される原義である(1)から出発すべきだが、そのように配列されていない。また(1)から(3)のそれぞれの枠内の各理由の相互の関連性は(3)の枠内では連続しているが、(1)と(2)のなかでは関連性の度合いは薄い。

そもそもミルトンが離婚論を執筆していた時期に自宅は親類の青少年などに教育を施す私塾でもあり、ミルトンはそこで教科内容として論理学ないし修辞学などを教えていた。教科の土台にあったのはペトルス・ラームスの『弁証法綱要』であったと考えられ



ている。<sup>8</sup> アリストテレス主義を批判したラームスの手法は、現在のコンピューターの二進法あるいはチョムスキーの生成文法の樹形図に似て、二分法を使いながら、一般から個別へと、一つの事柄を二本の枝上に分岐させながら分析していくことにそのユニークさがあった。<sup>9</sup> またとくに従来の修辞学では、家屋などの空間を想起し、家屋内に置かれた様々な物に、主題に関係する事項を結びつけていく方法が取られていたが、物はあくまである事項をつなぎとめるためのフックであった。したがって、部屋が違ってしまえば、物と物との必然的なつながりはきわめて薄い。そのような相互に関連が薄い結びつきをラームスは排して、あくまでも二分の枝分かれ樹形図に分析分割された主題の一つ一つの事項をあてはめていった。<sup>10</sup> ところがミルトンがあげる 12 の理由の列挙法は、ラームスの論理思考が生きておらず、思いつきに動かされて言葉が溢れ出る演説のような羅列と判断したほうがよい。そのような軽率といってもよい、練られていない配列をミルトンがとっているにもかかわらず、実際、このような形で出版するのはなぜだろう。それはひとえに、精神的な慰めが得られない結婚は内実が破綻しており、神が定めた結婚の本義に反しているから離婚することは可能であるという強烈な確信が何にも優先してミルトンにはあるからだろう。そしてそれは、「申命記」の当該の記載からも十分に裏付けられると強く信じていたからだろう。また新約時代の契約下にあるキリスト者の視点から「申命記」のこの律法を正しく解釈すれば、その主張は自ずと裏付けられ、納得もしてもらえるはずだという、〈正しき理性〉をもった新約時代の読者、具体的には「イングランドの議員たちと神学会議のメンバー」（『教養と規律』222）に対する強固な信頼があったからだろう。

### 3. 原典の状況を再現する：必然の再解釈

確信と信頼以外に出版に踏み切らせたもう一つの動機があった。それは自ら学識ありと強く自負していたミルトンには、ピューリタン運動とともに開花していった、聖書解釈は固定されず再解釈しようという聖書釈義への門戸開放の時代雰囲気追い風になっていたことである。「申命記」の当該箇所が慣習なのか律法なのかについての疑義は、「ごく最近にでてきたもの」（『四弦』614）だとミルトンはことわりつつ、そもそもだれもこの聖句が慣習ではなく律法であることを以前には疑ったものはいなかったと指摘する。なぜ「最近に」なって疑いが生じたのかといえば、聖書の別な箇所はこの「申命記」の離婚許可を覆すような言葉があることが「最近に」なって指摘されたからだ。しっかりとしたコンコードダンスもなかった時代の初期キリスト教の教父たちから中世のキリスト教神学者たちが聖句を相互対照させるその記憶力と執念には圧倒されるが、これら聖書に精通していた宗教家たちが「申命記」の離婚許可と矛盾するような箇所を見落としていたはずはない。

ではなぜ「ごく最近に」なってその箇所が気づかれたのだろうか。それはヘブライ語が大学で教えられるようになり、ヘブライ語原典で聖書理解できる人間が増えていったからである。個人による聖書読解がなされるようになったことは、トレント公会議の教令（1546年第4総会）で、ウルガタ訳が聖書の決定版と公認されただけでなく、聖書の出版と販売を禁止し、さらにはカトリック教会が「昔から支持し、今も支持している聖書の解釈に反して、自己流に解釈してその意味を曲げてはならない」とする強硬ともいえる指示からわかる。<sup>11</sup>

ヘブライ語旧約聖書を原典で読める人間が初期から中世のカトリック教会内では皆無に近く、教会はラテン語訳聖書のみ reliant していた。この状況が改善されるのは、オスマントルコによるキリスト教都市コンスタンチノポリスが陥落（1453年）し、東方教会の神学者たちが西ヨーロッパに逃避行した頃からである。宗教史の出来事でいえば、あのコジモ・デ・メディチが仕掛け人となって開催したフィレンツェ公会議（1439年）において、東方教会とカトリック教会との部分的な合意が成立し、東方の学者たちがカトリック圏内に招聘され、積極的に教鞭を執れるようになった頃からといてもよい。プロテスタントによる宗教改革はそれから約半世紀して起こるが、ルターもカルヴァンも東方の原語であり新約の原語でもあるギリシア語はもちろんのこと、旧約の原語であるヘブライ語も読めたが、それはそれらの原語を教えられる神学者が15世紀から育っていたからである。彼らの存在なしには「原典に返れ」（*ad fontes*）というキリスト教人文主義の興隆も、カトリックの公教要理に頼らない「聖書のみ」（*sola scriptura*）というプロテスタントの宗教改革の勃興もありえない。

ところでイングランドでギリシア語とヘブライ語が教えられるようになるのは、大陸で宗教改革がカトリックによって弾圧され、プロテスタント神学者たちがイングランドに逃避行した16世紀中葉の頃からである。コンスタンチノポリス陥落の学問的影響は玉突き現象を起こして一世紀を経て大陸から海を渡った西端の国にまでおよぶ。さて西端のイングランドではヘブライ語研究がヘンリー八世の頃からとくに盛んになり、ケンブリッジ、オックスフォードの両大学ではヘブライ語欽定神学講座教授のポストが設けられたが、それはカンタベリー総主教トーマス・克蘭マーの強力な後押しがあったことであった。ミルトンの第二離婚論である『判断』はマルティーン・ブツァの著作の部分訳だが、ブツァこそはケンブリッジの当該講座の第二代目の教授で、さらに離婚論のなかでミルトンがしばしば引用しているパウル・ファーギウスは三代目であった。また四つの離婚論の中で名前こそ挙げられていないが、ヘブライ語原典からラテン語旧約聖書を完成させたエマヌエル・トレメーリウスは四代目であった。

これらの神学者たちの招聘に加えて、イングランドではピューリタン運動が16世紀後半から活発になる。この運動は、エリザベス一世時代（在位開始1558年）からクロ

ムエルの共和政が破綻する（1660年）までのおよそ百年間にわたり、イングランド国教会の側が大陸のプロテスタント、なかでもカルヴァンの教説に従って国教会の改革を目指した説教者たちとその追従者たちの活動をさし、ピューリタン運動とよばれる。ピューリタン運動の初期は、牧師たちの説教運動が主であり、その目的は英国国教会のなかからカトリックの教義に染まっている部分を浄化する教会改革にあった。化体説からキリストの地獄下り、そして聖職服にいたるまで、その論点の多さといい、また出版された説教集の数もエリザベス朝だけに限ってみても有に50点を超えるほどであった。<sup>12</sup> この点数はイングランド国内の英語の出版物のみのものだが、大陸でラテン語で出版されたカルヴァン系の著作となるとその数三桁以上にも及んでいた。カルヴァンの『キリスト教綱要』やブツァの『キリストの王国』のような教義体系集、ファーギウスの『ペンタテウクス：モーゼ五書』といった聖書の注解、さらには聖書の中のある一節を取り上げて、日曜の礼拝や教会の祝祭日にあわせてなされた説教を集成した説教集などがあった。こうして宗教改革の運動は印刷文化の興隆とも相まって、「昔から支持し、今も支持している聖書の解釈に反して」数多く新たな解釈が登場する素地があったことがわかる。したがってミルトンが自らの聖書解釈を公にすることは、異常なことではなかったことがわかる。

ミルトンの離婚論出版には、聖書理解まで含めた言論出版の自由という方向にベクトルが向かっていたことが確かであった、しかしだからといって出版にあたって説得力のある論理立てや言論がもたらす社会的影響への配慮を欠いてよいことにならないのはいうまでもない。たとえば性格の不一致ゆえの離婚可というミルトンの主張と対蹠点に立つ、国教会の司祭エドモンド・バニーという人物がいる。この牧師は、自らの離婚禁止論（1610年）を出版するにあたって二の足を踏んだことを述懐している。バニーは当時、相談を実際に受け、また自分自身でも目撃したケースとして、妻が姦淫をしたがゆえにその夫が妻と離婚し、夫は別な女と結婚することをあげている。しかも治安判事の認可付きでそれが行われていることに、バニーは異議申し立てをする。しかし申し立てるといってもそのやり方は私的文書であったり、カンタベリー大司教（ローマ・カトリックの教皇にあたる地位）であるバンクcroftへの手紙での打診であったりする。出版という形で自らの意見を公にするまでに時間をかけている。わざわざ出版を遅延させる理由は、バニーによれば、大きく分けて二つある。ひとつは、人間は現にやっていることを、聖書を権威にして批判されると不快に感じるということだ。「説教を聞く人々には、事態が現状のように制限がなく大きく開かれたままであることには喜び、それを積極的に考える人もいるが、その一方で、いまのやり方のどこかに疑義が呈せられるとひどく不愉快になる人もまたいる。とくに疑義が呈せられた事柄に自分がしばらくふかくかかわっていて、限度をひどく逸している人の場合にはそうだ」。<sup>13</sup> もうひとつの理由は、

ピューリタン運動によってイングランド国教会は二分されようとしており、国教会としての統一をなによりも望んでいたバンクロフトが、〈離婚－再婚〉という現状で行なわれていることを直視しそれを論争点として議論の俎上に載せなかったことだ。

バンクロフトの跡を継いだウィリアム・ロードも、その片腕であったジョン・ウィットギフトも、彼らに共通していたのは、各個人が自らの良心にしたがって聖書を読み、その解釈を正当化しようとするなら、現教会制度を揺るがし、場合によっては制度そのものを崩すようなことになりかねないという認識である。崩ればそれは自ら立つところの舞台を消すことになり、個人がそもそも意見を持ち、それを発言しなおかつ実現に移すような土台そのものまでも消滅してしまうのではないかということであった。自らの存立基盤を失う危険を冒して議論をし制度批判をするよりは、むしろ現状でも自らの信仰の実現はそれなりに可能なのだから、現状には疑問をもたず、摂理を信じて、あらゆることに満足するプラグマティズムこそが賢明ではないかということになる。しかし神の摂理はこの世において神の教えが実現するように信者に働きかけていると信じているピューリタンたちは黙っていなかった。彼らの信じる聖書的真実はイングランド国教会において歪められた形で顕現していると感じられてしかたがなかったからである。

#### 4. 神は離婚を憎むのか

ミルトン自身が抱く自己の主張に対する確信と、その主張を〈慣習〉(『判断』439)に欺かれずに誤解せずに読み取る読者への信頼とがミルトンの側に強くあり、さらに聖書の解釈権が開放されていたことは、離婚許可という主張を擁護する解釈を積極的に認め、逆に認めない「神学者たち」(第6理由)の解釈は、原義を「反対の意味」(『四弦』627)にしてしまう誤訳ということになる。ところが、あの12の理由の列挙が思いつきといってもよいような配列であったように、ミルトンによる神学者たちの解釈の色分けはきわめてずさんであり、ミルトン自身が神学者たちの発言を「反対の意味」にとってしまっているケースがある。

先ほど引用したダウナムは、「申命記」の聖句の注釈として、次のように述べている。

「離縁証書」：このことによって神は、軽々しく理由もないのに妻との縁を切る人間の移り気を認めているのではなく(「マラキ書」2章16節)、嫌悪から生じる危険[夫による妻の殺害など]を避けるために別れることを許可している(「マタイ福音書」5章31節、19章6-9節)。<sup>14</sup>

では、「妻との縁を切る」離婚へと走る「人間の移り気」を認めていないマラキの聖句とは、

「彼は追い出すことを憎むとイスラエルの神、主は言われる」（2章16節）

である。「マラキ書」のこの聖句は、神である「彼」は、夫が妻を「追い出すこと」、すなわち離婚を「憎む」と教えている。それは、「不浄なこと」＝「不和合」＝「性格の不一致」は離婚許可に至る事由になるというミルトンの主張をくつがえすことになる。

この聖句は『欽定版聖書』に記載されているものだが、従来から使われているカトリックの『ウルガタ版聖書』では「もし憎むのであるなら妻を去らせよと、主であるイスラエルの神はいわれた」とある。夫が妻を「もし憎むのであるなら」離婚せよと、神は述べている。これは、欽定版とは意味がまったく正反対になっている。欽定版では離婚することを神が嫌っていると神自身が述べているのに対して、従来訳では夫が妻を憎むなら妻を追い出してもよいと神はいつているのだ。従来のカトリック訳の方がプロテスタントの原典訳よりも正しいのでなければ、ミルトンの離婚許可論は崩れてしまう。ミルトンはあえてカトリック訳と合わないままにして、従来訳の方が、欽定版のような新訳よりも正しい解釈にもとづいている理由をここで二つあげている。

第一の理由は文献学的な知見からで、神が預言者を通じてその言葉を語るときには、神の威厳と遍在性を示すべく一人称であるのに、新訳では三人称の「彼」（ラテン語では「彼にとって」*sibi*）になってしまう。これは直接話法と間接話法の差なのだが、ミルトンにいわせれば新訳では神の言葉が間接話法になってしまい、ある時点のある場所に限定的に神が述べている描出になる。直接話法がもっている迫真的で、人々にたいして普遍的で、特別な時点で直接に語りかけることではなくなってしまう。

文章作法にあわないことに加えて、第二の理由としてミルトンがあげるのは、文脈からも新訳の内容ははずれているということだ。ここでの文脈はイスラエルの民が異教徒の妾たちを囲っているという現状があり、その現状はユダヤの聖性を冒瀆しているばかりか、ユダヤ人の妻たちが憤慨するものとなっている。だから神がこの箇所ですべて述べているのは、新訳から類推されるような、神は妾を追い出すことを憎むという意味であろうはずがない。むしろ「ひどい侮辱を受けながら妾を囲っておくよりは、律法が許しているように、正妻たちが憎んでいるこの妻〔妾〕どもを追い出す」（『四弦』616）ことであるはずだというのだ。

そして離婚を神は嫌うという新訳が、妻を嫌うなら追い出せと神はいつているという従来訳にとってかわられる淵源が誰にあり、またカルヴァンのような著名な神学者も新訳ではなく従来訳を踏襲していると説明する。

この新しい解釈はユニウスを典拠とするに過ぎないのです。カルヴァンもウァタブルス自身さえも、また他のいずれの著名な神学者もかつてそのような解釈はして



おりません。しかも、爾来、聖書を翻訳してきた高名な神学者も、たとえばディオダティーも、ユニウスの解釈には従っておりません。([四弦] 615)

「彼は離婚を憎むとイスラエルの神、主は言われる」は誤読にもとづく誤訳であるとミルトンは述べ、そうした誤読をしたのが、旧約聖書を翻訳したプロテスタント神学者フランツィスクス・ユニウスであるという。そして、カルヴァンの『十二預言者講解』(1559)も、カンヴァンとはほぼ同時代に活躍したカトリックのヘブライ語学者フランソワ・ヴァタブリュによる『旧約聖書注解』も、憎んでいるなら追い出せという従来訳を踏襲しているという。さらにミルトンよりも一世代若く、カルヴィニズム神学者として名高いジョヴァンニ・ディオダティーも、その聖書翻訳において、憎んでいる相手を追い出せと神は命じていると翻訳しているという。

これを整理するとプロテスタントの訳には二系統あり、「追い出すことを憎む」というのはユニウスのみで、他は「憎むなら追い出せ」ということなり、プロテスタントは離婚容認という立場を採用していることになる。ところがミルトンのこの説明は不十分なのだ。最初に述べたように、プロテスタントの側でも欽定版はユニウスを採用しているし、そもそもミルトンが支持する離婚是認の訳は離婚を禁止しているカトリックの聖書で長年採用されてきたものである。また、「憎むなら追い出せ」は離婚を容認しているとミルトンは解釈しているが、カルヴァン、ヴァタブリュ、ディオダティーは、カトリックと同様に離婚を禁じている。妻との性格が不一致なら妻を憎むことになるから妻と離婚することは可能だという議論は行っていない。

これら三人の神学者たちは「憎むなら追い出せ」という聖句を具体的にどのように解釈しているのだろうか。<sup>15</sup> まずカルヴァンは、「お前が憎しみをもって[妻を]持つなら(憎しみをもって[妻を]持つ者ならだれでも)、妻を追い出せと、ヤーウェの神はいわれる」と訳している。その上でカルヴァンの解釈はこうだ。マラキはここでわざわざ極端な言い方をしているのであって、離婚をするという罪よりも追い出すことの罪のほうが大きいと程度が逆の述べ方をする。こういう逆説的な言い方をして、マラキはユダヤ教の祭司たちが妻を追い出すことをなんとも思っていなかったことに警告を発している。「そもそも、神がこれまで離婚…を許していないことは周知の事実である」。<sup>16</sup> 離婚は「律法により罰せられないが、許されていない」ことである。そして「追い出す」ことを曲がりなりにも述べているのは、「多くの妻をもつことよりも、一人の妻を追い出すことの方がより軽い罪」、すなわち、重婚よりも離婚の方が罪としては軽いからである。だからこの聖句は、「離婚に対する特免などではない」ことはいうまでもないという。カルヴァンは内面の絆を盾にとって、精神の一致が夫婦間になら離婚が許されているとは考えない。やはりそのような場合にはルターと同じく、神の下した試練として性格の不一



致には忍耐をもって状況を変えるようにと勧める。

次にヴァタブリュだが、「どんな女性であれ、彼女を憎むなら、その男はその女を追い出せ。」と訳しており、しかも欄外注には、「彼女」とは「妻のこと」とある。<sup>17</sup> だがこの注をさらに読み進むと、この女性はすでに「離縁状を渡された妻」のことであると説明が続いている。つまり、嫌っているなら離縁してよいということではなく、すでに離縁状を出されている、憎まれている妻だから、追い出すことは可能だという解釈なのだ。

ディオダティーは、1607年版の翻訳では、「お前が外に出すことを彼は憎むと、イスラエルの主なる神はいわれる」とあり、ミルトンの説明とは一致せず、ユーニウス訳に近い。<sup>18</sup> そしてディオダティーは、解釈の典拠として離婚を禁じるイエスの言葉（「マタイ福音書」5章31節）に関連づけながら、「神は離婚を憎んでいるが、お前たちのもつつがかたくななので礼節にしたがって述べている」といっている。ここでいう「礼節に従って」(civillmente)は、さきほどのダウナウムの解釈や、カルヴァンがあげている他の注釈者の言葉からすれば、妻が夫の暴力にさらされることから守るためといった意味に解釈できる。「外に出す」としても、その動機はけっして心が不一致だからということではない。

念のためだが、『ジュネーヴ聖書』も、従来のカトリック訳に従っているが、欄外注では、「神は離婚を容認しているわけではなく」、離婚と別居のうちの「二つの過失のうちでより小さい過失」をあげているに過ぎないという解釈を出している。

さらに極めつけは、トレメリオーの共同訳者であるユーニウスの解釈である。この神学者は、この聖句の余白に注を付けているが、その箇所を読めば、ここの訳はミルトンが理解している以上に徹底的な離婚不許可であることがわかる。ここの聖句がいわんとすることは、離婚するのを神は許しているのだという「ユダヤ人たちの弁明を予期したものであるが、「マタイ福音書」5章31節で引きあいだされているように、「申命記」では妻は律法にしたがって追い出されうる。これにたいして預言者マラキは、神はそれを憎んでおり、不正を受けている妻を守り包むための外套であるかのようにご自分の法を使うことは許されていないと回答している」。<sup>19</sup>

ミルトンがここで名前をあげた神学者たちは、性格が不一致で憎むなら離婚せと考えている聖書解釈を採用してはいないのだ。とすると、ミルトンの解釈は、かなり恣意的で、「神がなにを意図されていて、なにを許されていないかの両方をこの上もなく簡明に解説する者、すなわち神の律法」（『四弦』617）にしたがった意味とは言いがたいことになる。ミルトンの議論をそのまま鵜呑みにすると、まるで新訳を正当とする根拠は薄弱であるかのように思いこまされてしまう。思いこまされるだけでなく、ヴァターブル、カルヴァン、ディオダティの三人もミルトンと同じく離婚許可の共闘戦線をはって

いるかのような印象すらもってしまう。しかしこの三人のいずれも、姦淫とそれに類した肉体的な理由以外では離婚は可能だと考えてはいないし、ましてや精神的一致がなければ離婚は許可されるなどとは考えていないのだ。

---

<sup>1</sup> John R. Dummelow, *Commentary on the Holy Bible* (London: Macmillan, 1909) 133. 現代から近代にかけての他の注釈は次のサイトを参照。http://biblehub.com/deuteronomy/24-1.htm

<sup>2</sup> William B. Hunter, Jr. Gen. ed., *A Milton Encyclopedia* (Lewisburg: Bucknell University Press, 1983) I. 163.

<sup>3</sup> この言葉に対する日本語での解説としては、田川建三『イエスという男』（三一書房、1980年）297ページ。

<sup>4</sup> 『欽定訳聖書』も『ジュネーブ聖書』も新約に関しては、『ウルガタ聖書』をラテン語から英語に訳したのではなく、人文主義の燈台ともいえるエラスムスが後期ビザンチンのギリシア語聖書写本をもとに校閲したもの、いわゆる「回復版」(textus receptus)を元に翻訳を行っている。田川建三『書物としての新約聖書』（勁草書房、1997年）。Ian Green, *Print and Protestantism in Early Modern England* (Oxford: Oxford University Press, 2000) 45-49.

<sup>5</sup> John Downname, *Annotations upon all the books of the Old and New Testament* (1657) in John Pearson, *Critici sacri, sive, Doctissimorum vivorum in ss. Biblia annotationes, & tractatus* (1660) 1307. なおダウナム(1571-1652)は、ミルトンより一世代先輩の神学者であり、ミルトンの第二離婚論にあたる『離婚にかんするマーティン・ブツァーによる判断』（1644年）に出版許可を出している。

<sup>6</sup> ここにあげた解釈とそれに続く解釈は次書による。Poole, *Synopsis Criticorum* (Utrecht, 1684-86), I, col. 843. また、本稿では論じないが、ミルトンの時代には36人以上もの神学者・説教家が聖書への膨大な注釈を出版していた。その解釈手法については次書参照。Arnold Williams, *The Common Expositor: An Account of the Commentaries on Genesis 1527-1633* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1948) 11-12, 19-24.

<sup>7</sup> ミルトンの四つの離婚論からの引用はすべて *Complete Prose Works of John Milton*, Gen. ed. Ernest Sirluck, vol. 2 (New Haven: Yale Univ. Press, 1959) による。この出典からの引用の後には、簡略な和文訳名をそれぞれ次のように用いた。*Doctrine and Discipline of Divorce*『教義と規律』、*The Judgement of Martin Bucer Concerning Divorce*『判断』、*Tetrachordon*『四弦』、*Colasterion*『矯正』。またこの簡略書名の後に出典のページ数を記した。

<sup>8</sup> Barbara K. Lewalski, *The Life of John Milton* (Oxford: Blackwell, 2000) 207-208.

<sup>9</sup> Walter Ong, *Ramus: Method and the Decay of Dialogue* (Cambridge: Harvard University Press, 1958) 196-213.

<sup>10</sup> Paolo Rossi, *Logic and the Art of Memory: The Quest for a Universal Language*, trans. Stephen Clucas (Chicago: Continuum, 2006) 97-129.

<sup>11</sup> *Cannons and Decrees of the Council of Trent*, trans. H. J. Schroeder (St Luis: B. Herder Book, 1941) 11-13. ハインリヒ・デンツィンガー監修『カトリック教会文書資料集：信経および信仰と道徳に関する定義集』（浜寛五郎訳、エンデルレ書店、1996年）1506-1508番。

<sup>12</sup> Peter Milward, *Religious Controversies of the Elizabethan Age: A Survey of Printed Sources* (Lincoln: University of Nebraska Press, 1977) 157-167; Green, *Print and Protestantism in Early Modern England*,

113-131.

<sup>13</sup> “Advertisement to the Reader” in Edmund Bunny, *Of divorce for adulterie, and marrying againe: 1610* in *English Experience*; no. 781. (Norwood: W. J. Johnson, 1976) Section 3 [n.p.].

<sup>14</sup> Downname, *Annotations* (1660) 1307.

<sup>15</sup> これら三人の神学者たちによる注解（鈴木による該当箇所全訳）は、次のサイトを参照。[http://geosk.info/htdocs/?page\\_id=40](http://geosk.info/htdocs/?page_id=40)

<sup>16</sup> Jean Calvin, *Ioannis Caluini Prælectiones, in duodecim Prophetas (quos vocant) Minores: Ad Serenissimum Suetiæ & Gothiæ Regem. Reconditam harum commentationum doctrinam faciliè commonstrabunt indices in calce operis adiecti* (Geneuae: 1571) 753-754.

<sup>17</sup> Franciscus Vatabulus, *Biblia Sacra* (1545: rpt. 1729) 740.

<sup>18</sup> Givoanni Diodati, *La Bibbia cioe, I libri del vecchio e del nuovo testament* (1607) 333.

<sup>19</sup> Immanuel Tremellius, *Maleaci* in *Testamenti veteris biblia sacra sive libri canonici* (1585) 251.